

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 10 月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600451 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600172 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成16年12月10日の標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月10日

A社から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がないため、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び事業所から提出された複数の同僚の平成16年12月分賞与に係る支給控除項目一覧表により、請求者が請求期間にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写し及び支給控除項目一覧表により推認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600257 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600170 号

第1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成 12 年 8 月 1 日から同年 9 月 29 日までの期間について、平成 12 年 8 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 12 年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間①のうち、請求者のA社における平成 12 年 9 月 29 日から平成 15 年 10 月 1 日までの期間及び平成 17 年 7 月 1 日から平成 18 年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。なお、各月の標準報酬月額については、別表の第 5 欄のとおりとする。

平成 12 年 9 月から平成 15 年 9 月までの期間及び平成 17 年 7 月から平成 18 年 11 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 12 年 9 月から平成 15 年 9 月までの期間及び平成 17 年 7 月から平成 18 年 11 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

3 請求期間②については、請求者のB社における平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、平成 22 年 4 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

平成 22 年 4 月の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 4 月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 46 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 8 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日まで

② 平成 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

請求期間①については、A社における標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているが、実際の給与額はもっと高かったので、実際の給与額に見合った厚生年金保険料が控除されていたはずである。請求期間①について、標準報酬月額を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。請求期間②については、平成 22 年 4 月 1 日から B 社に勤務しており、給与明細書からは、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該期間は保険給付の対象とならない期間とされている。請求期間②について、保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、請求者に係る平成 12 年 8 月 1 日から同年 9 月 29 日までの期間の標準報酬月額について、オンライン記録により、平成 11 年 10 月の定時決定及び平成 12 年 10 月の定時決定（処理日は、平成 12 年 8 月 25 日）は、当初、26 万円と記録されていることが確認できるところ、同年 9 月 29 日付で、平成 12 年 10 月の定時決定を取消し、同年 8 月の随時改定として、遡って 9 万 8,000 円に減額処理されていることが確認できる。

また、日本年金機構から提出された A 社に係る滞納処分票により、同社は平成 10 年 10 月頃から、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、請求期間①当時の事業主は、厚生年金保険料等の滞納があり、社会保険事務所（当時）から、厚生年金保険被保険者の標準報酬月額を 9 万 8,000 円にするよう指導された旨陳述している。

さらに、A 社の請求者に係る給料台帳により、平成 12 年 8 月の随時改定の基礎となる同年 5 月、6 月及び 7 月の平均報酬月額は、27 万 700 円（標準報酬月額 28 万円に該当）であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 12 年 8 月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の平成 12 年 8 月の標準報酬月額については、当該減額処理日前のオンライン記録から、26 万円とすることが必要である。

2 請求期間①のうち、平成 12 年 9 月 29 日から平成 15 年 10 月 1 日までの期間及び平成 18 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間（以下「請求期間①の 1」という。）については、請求者の A 社に係る給料台帳により、別表の第 2 欄、第 3 欄及び第 4 欄に掲げるとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていていることが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成 17 年 7 月 1 日から平成 18 年 11 月 1 日までの期間（以下「請求期間①の 2」という。）については、C 市から提出された平成 18 年度及び平成 19 年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（以下「市県民税決定通知書」という。）及び当該期間前後の給料台帳から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から判断すると、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが推認できる。

請求期間①の 1 及び請求期間①の 2 に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づ

き標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①のうち請求期間①の1及び請求期間①の2に係る標準報酬月額については、上記厚生年金特例法に基づき、別表の第3欄及び第4欄に掲げるいずれか低い方の額を認定することから、別表の第1欄に掲げる月ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる額から同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①のうち請求期間①の1及び請求期間①の2について、請求者の給料台帳及び市県民税決定通知書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料台帳及び市県民税決定通知書で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成15年10月1日から平成17年7月1日までの期間及び平成18年12月1日から平成22年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料台帳及び市県民税決定通知書（平成22年度、平成23年度）により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、訂正は認められない。

3 請求期間②については、請求者から提出された給与明細書及びB社の元事業主の陳述により、請求者は、当該事業所に勤務していたことが確認できるほか、当該給与明細書により、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

請求期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得日訂正の届出を年金事務所に対し行っていることから、年金事務所は、平成22年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

【別表】

第1欄 請求期間に係る月	第2欄 オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	第3欄 報酬月額に見合う 標準報酬月額	第4欄 控除額に見合う 標準報酬月額	第5欄 訂正後 標準報酬月額
平成12年 9月	9万8,000円	28万円	28万円	28万円
10月		28万円	28万円	28万円
11月		30万円	30万円	30万円
12月		30万円	30万円	30万円
平成13年 1月	9万8,000円	26万円	30万円	26万円
2月		26万円	30万円	26万円
3月		28万円	30万円	28万円
4月		26万円	26万円	26万円
5月		28万円	28万円	28万円
6月		32万円	32万円	32万円
7月		28万円	28万円	28万円
8月		30万円	30万円	30万円
9月		28万円	28万円	28万円
10月		28万円	28万円	28万円
11月		28万円	28万円	28万円
12月		30万円	30万円	30万円
平成14年 1月	9万8,000円	28万円	28万円	28万円
2月		28万円	28万円	28万円
3月		32万円	32万円	32万円
4月		28万円	28万円	28万円
5月		28万円	28万円	28万円
6月		28万円	28万円	28万円
7月		28万円	28万円	28万円
8月		28万円	28万円	28万円
9月		28万円	28万円	28万円
10月		30万円	30万円	30万円
11月		28万円	28万円	28万円
12月		30万円	28万円	28万円
平成15年 1月	9万8,000円	28万円	28万円	28万円
2月		30万円	30万円	30万円
3月		30万円	30万円	30万円
4月		28万円	36万円	28万円
5月		30万円	38万円	30万円
6月		28万円	38万円	28万円
7月		28万円	38万円	28万円
8月		28万円	38万円	28万円
9月		28万円	38万円	28万円

【別表】

第1欄 請求期間に係る月	第2欄 オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	第3欄 報酬月額に見合う 標準報酬月額	第4欄 控除額に見合う 標準報酬月額	第5欄 訂正後 標準報酬月額
平成17年 7月	9万8,000円	30万円	26万円	26万円
8月		30万円	26万円	26万円
9月		30万円	26万円	26万円
10月		30万円	26万円	26万円
11月		30万円	26万円	26万円
12月		30万円	26万円	26万円
平成18年 1月	9万8,000円	28万円	30万円	28万円
2月		28万円	30万円	28万円
3月		28万円	30万円	28万円
4月		28万円	30万円	28万円
5月		28万円	30万円	28万円
6月		28万円	30万円	28万円
7月		28万円	30万円	28万円
8月		28万円	30万円	28万円
9月		28万円	30万円	28万円
10月		28万円	30万円	28万円
11月		34万円	36万円	34万円

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600278 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600171 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 12 月 5 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 12 月から平成 17 年 6 月までの標準報酬月額については 12 万 6,000 円から 14 万 2,000 円、同年 7 月から平成 18 年 8 月までの標準報酬月額については 15 万円から 17 万円、同年 9 月から平成 19 年 8 月までの標準報酬月額については 15 万円から 18 万円、同年 9 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額については 14 万 2,000 円から 18 万円、同年 9 月から平成 21 年 2 月までの標準報酬月額については 12 万 6,000 円から 18 万円、同年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 12 万 6,000 円から 17 万円とする。

平成 16 年 12 月から平成 21 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月 5 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

請求期間の標準報酬月額が実際に支給された給与支給額より低い額になっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

平成 16 年 12 月 5 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された A 社の給与支給明細書によると、請求者が、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、平成 17 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日までの期間については、上記給与支給明細

書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び給与支給明細書により確認できる平成17年から平成20年までのそれぞれの年の4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額は、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は平成17年から平成20年までのそれぞれの年の4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額から、平成16年12月から平成17年6月までは14万2,000円、同年7月から平成18年8月までは17万円、同年9月から平成21年2月までは18万円、同年3月から同年8月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、平成16年12月から平成21年8月までの期間について、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。